

# 仕 様 書

1 件 名 自家用電気工作物保安管理業務委託(盛岡地方气象台)

2 目 的

本仕様書は気象官署(以下「発注者」と称する)が設置する自家用電気工作物(以下「電気工作物」という)について、電気事業法第43条、同施行規則52条第2項及び53条の規定に基づき電気工作物の維持及び運用、工事に関する保安管理を行うため委託者(以下「受注者」という)に対しその業務を委託することを目的とする。

3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所 別紙事業場内訳のとおり

5 監 督

契約担当官が任命する監督職員により、監督を行う。

6 検 査

契約担当官が任命する検査職員により検査を実施する。

7 検査の時期

検査職員の検査をもって作業完了とする。なお、給付の終了した旨の通知を受けた日から10日以内に検査を行う。

8 仕 様

(1) 定例業務

ア 定期点検

(ア) 月次点検

発注者の保安規定に定める基準により実施する。

別紙事業場内訳記載の頻度で実施すること。

(イ) 年次点検

発注者の保安規定に定める基準により実施する。

別紙事業場内訳記載の月に実施すること。

イ 臨時点検

(ア) 事故発生等の場合の点検等

必要の都度、実施する。

(イ) 指示計器及び高圧機器の絶縁油の点検等

必要の都度、実施する。

ウ 作業時間等

点検整備は原則として平日(月曜日から金曜日(祝日を除く))の08時30分から17時15

分の間で行うものとし、予め発注者に対して実施予定日を次のとおり連絡し調整するものとする。

(ア) 月次点検 実施予定日の2週間前まで

(イ) 年次点検 実施予定日の2ヶ月前まで

なお、実施予定日は、天気状況その他発注者の業務の都合で変更する場合がある。

この場合において、発注者は可能な限り早急に受注者に連絡するとともに、防災官庁としてのやむを得ない事由である旨説明し受注者の理解を得るよう努める。

また、点検整備に伴う停電時間は最小限とし、停電を行う場合は発注者の許可を得て行い、商用停電中は予備電源により負荷への電力供給を行うこと。

#### エ 保守要領

受注者が行う点検、測定及び試験は、電気工作物の種類に応じて原則として別表1「点検・測定及び試験基準」で行うものとする。

#### オ 点検報告書の作成、提出

月次点検、年次点検及び臨時点検の報告書をその都度作成し、発注者の監督職員に提出する。

### (2) 定例業務以外の業務

ア 新設の電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出を要する書類及び図面について、その作成及び手続きの指導

イ 工事中の点検

ウ 電気工作物の竣工検査並びにこれに伴う必要な指導又は助言

エ 技術業務及びその他業務

オ 電気事業法第107条に規定する立入検査の立会い

カ 発動発電機の自動起動試験の立会い（本年度実施 なし）

発注者が別途契約する点検時に、P A S 開閉操作による疑似的な停電による自動起動試験を実施するため立会を行うこと。なお、詳細な日程は、発動発電機の点検業者が決まり次第、別途調整する。

## 9 受注者及び保安業務担当者の資格等

### (1) 受注者の資格

受注者は、経済産業大臣から外部委託承認を受けた実績があること。

### (2) 保安業務担当者の資格等

受注者は本業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という。）を電気事業法施行規則に適合する者を充て、発注者の確認を受けること。

ア 保安業務担当者は、受注者の社員であり、所定の実務経歴を有する第三種電気主任技術者以上の免状の交付を受けている者であること。

イ 保安業務担当者は、故障時・事故時等の緊急対応として、24時間365日、常時連絡体制の確立がされており、発注者からの連絡後、当事業場へ速やかに到着できる者。

ただし、広域災害の場合は発注者の指示に従う。

- ウ 保安業務担当者は、必要に応じ、他の保安業務担当者(以下、「保安業務従事者」という。)に、保安管理の一部を実施させることができる。
- エ 保安業務担当者及び保安業務従事者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、発注者が求める場合は、提示しなければならない。
- オ 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。  
ただし、その補助者は実務経験を有し、電気工事士法等の有資格者を充てること。

#### 10 保安業務担当者の権利義務

保安業務担当者は電気工作物について発注者が実施する工事および維持管理に関し保安上重要と認められる場合は意見を述べるができるものとし、発注者は保安業務担当者の意見を尊重し、保安管理に万全を期するものとする。

#### 11 相互の協力及び義務

- (1) 発注者は、受注者が指導、助言した事項又は受注者と協議した事項については、速やかに必要な措置を講ずる。
- (2) 発注者は、点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について受注者に協力する。
- (3) 受注者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

#### 12 相互の通知

- (1) 発注者は、次の事項については、具体的な内容を遅滞なく受注者に通知する。
  - ア 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、または発生する恐れがある場合
  - イ 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
  - ウ 電気工作物の設置または変更工事を計画、施行及び完成した場合
  - エ 平常時及び事故その他異常の際における電気工作物の運転操作についての方法を定める場合
  - オ 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合
  - カ 権利義務の承継があった場合
  - キ 電気事業法第107条に基づく立入検査を受ける場合
  - ク 電気工作物の工事、維持又は運用に従事するもの(以下、「従事者」という。)に対し、電気工作物の保安管理に関する必要事項の教育又は訓練を行う場合
  - ケ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備し、又は変更する場合
  - コ 従事者以外の者が、電気工作物に接近して作業を行う場合
  - サ 代表者、事業場名又は所在地に変更があった場合
  - シ 電力会社等との契約電力に変更があった場合
- (2) 受注者は、次の事項を発注者に通知する。

- ア 定期点検及び工事中点検等を実施する予定日
- イ 受注者の執務時間内、時間外における発注者から受注者への連絡方法
- ウ 保安業務担当者を選出又は変更したとき
- エ その他必要な事項

### 13 連絡責任者等

- (1) 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行うものを定めるとともに、本業務の履行に関して受注者と連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知する。
- (2) 発注者は、上記の巡視を行うもの又は連絡責任者に事故があった場合の代務者を定め、その氏名連絡方法を受注者に通知する。
- (3) 発注者は、上記(1)および(2)に変更が生じた場合は、直ちに受注者に通知する。

### 14 記録の確認等

保安業務担当者は保安管理業務を行うため必要がある場合は、発注者の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

### 15 機密の保持

受注者は、業務上知り得た発注者の機密を他に漏らさないものとする。

### 16 経済産業大臣への申請、届出

受注者は受託後、電気事業法施行規則第53条に基づき速やかに保安管理業務外部委託承認申請ならびに保安規定届出書を作成し、経済産業大臣に提出するものとする。

なお、申請、届出に係る費用は、保安管理業務委託料に含むものとする。受注者が引き続き前年度と同一の者である場合は、この申請、届出は必要ないものとする。

### 17 支払条件

検査完了後、1回払い

但し、契約時に発注者と受注者の間で協議の上、調整は可とする。

### 18 費用負担

本仕様に定める保安管理に必要なものは受注者の負担とする。

### 19 連絡及び指示事項

- (1) 本仕様に疑義を生じた場合は、監督職員と打ち合わせの上その指示に従うこと。
- (2) 点検整備にあたり修理及び補修等が必要な場合は、監督職員に報告し指示を受けること。
- (3) 本仕様に明記せざる部分についても、受注者側において当然なすべき性質の事項については、監督職員の指示により処理施工すること。

- (4) 点検整備にあたり、他の施設、設備等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復すること。
- (5) 点検整備実施に伴う一切の安全対策は、全て受注者側において行うものとする。
- (6) 点検整備に伴い不要となる部材が生じた場合は、受注者により処理すること。
- (7) 点検整備に必要な測定器類は、受注者により用意すること。
- (8) 受注者は、円滑かつ正確な点検整備を行うため監督職員と連絡を密にすること。  
また、必要に応じ現地調査を行うこと。
- (9) 業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めること。
- (10) 本仕様の点検整備を行う者は、高圧受配電設備、予備電源設備の取扱いに関し熟知したものとする。
- (11) 点検整備は、本仕様による他、対象機器添付の取扱説明書によると共に電気設備技術基準等を遵守して実施すること。
- (12) 本仕様に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、発注者の保安規定を尊重しその都度発注者と受注者の間で協議するものとする。

## 事業場内訳

官署名	履行場所	需要設備					非常用予備発電設備			月次点検	年次点検
	住所 (連絡先)	供給電気方式	供給電圧	受電設備 の総容量	コンデンサー 取付容量	変圧器 容量	容量	相	電圧		
		交流 相 線式	V	KVA	KVAR	KW	KVA	φ	V		
盛岡地方気象台	盛岡市山王町7-60 (019-622-7869)	交流 3相 3線式	6,600	125	50 μF	125	100	3	210	月1回	※1

※1 年次点検実施月は、実施2ヶ月前までに係官へ通知。なお、気象状況等により変更する場合がある。

電 気 工 作 物		点検・測定及び試験項目	定期点検		臨時点検
			月次点検	年次点検	
受電設備	責任分界となる区分開閉器、断路器、引込線・ケーブル、電線及び支持物	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○*1	
		動作試験		○*1	
		結合動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
	断路器・遮断器・開閉器類	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		結合動作試験		○	
		内部点検		○	
		絶縁油の点検・試験		○	
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○*3	
		内部点検		○	
		絶縁油の点検・試験		○	
	電力用コンデンサ直列リアクトル	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	母線バスダクト等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○*3	
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配電盤・制御回路	外観点検	○	○	
絶縁抵抗測定			○		
指示計測		○			
保護継電器動作特性試験			○		
計器校正			○		
シーケンス試験			○		
建物、室、キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○		
	接地装置				
接地装置	外観点検	○	○		
	漏洩電流測定	○			
	接地抵抗測定		○*2		
配電設備	電線路	受電設備の引込み線等に準ずる	同左	同左	
	断路器、遮断器、開閉器、電力ヒューズ、計器用変成器、変圧器、電力用コンデンサ等、避雷器、母線等、その他の高圧機器、配電盤等、建物、室、キュービクル等、接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	

電 気 工 作 物		点検・測定及び試験項目	定期点検		臨時点検
			月次点検	年次点検	
電気使用場所の設備 *4	電動機、電熱装置、電気溶接機、照明設備配線及び配線器具、その他の電気機器類、接地装置	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○*2	
		保護継電器動作特性試験		○	
非常用予備発電装置	原動機及び付属装置	外観点検	○	○	
		始動試験	○	○	
		機関保護継電器動作試験		○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		結合動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		シーケンス試験		○	
	その他は受電設備に準ずる	同左	同左		
	建物、室、キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○	
接地装置		外観点検	○	○	
	接地抵抗測定		○*2		
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	
		電圧測定	○	○	
		比重、液温設定		○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○*2	

注1 各項目の点検方法については、「建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版)」による。

注2 \*1を付した項目は、停電範囲により実施しないことがある。

注3 \*2を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。

注4 \*3を付した項目は、変圧器の二次側より主開閉器電源側までの電路と大地間との絶縁抵抗測定については、接地線の取外しが困難な場合省略することがある。

注5 \*4を付した項目は、電気火災警報器、昇降設備等その取り扱いについて法令に基づく特定の資格を要する電気工作物及びオートメーション化された工作機械群等その取扱いに高度の専門知識を要する電気工作物にあっては、点検及び試験の一部を省略することがある。

また、移動して使用する電気工作物等、定期点検時に現場に置かれていないものについては、点検及び試験を省略することがある。

注6 「漏洩電流測定」は、高圧受配電設備の変圧器のB種設置工事の接地線において測定する。

注7 変圧器の二次側以降の低圧電路(電気使用場所の設備を含む。)と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録により代えることがある。